令和2年第1回区議会定例会

議案説明資料 (追加提案分②)

(議案第42号)

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

特別区においては、国民健康保険事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営に資するため、保険料率等について共通基準を設定することとしているところであるが、このたび、東京都が令和2年度の「標準保険料率」を公表したことを受け、これを基準としつつ、共通基準が改定されたところである。

また、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、基礎賦課額に係る賦課限度額等を改定すること等とされたところである。

これらのことに伴い、保険料率等を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 基礎賦課額の保険料率について、所得割を「100分の7.25」から「100分の7.14」に改め、基礎賦課額の賦課限度額を「61万円」から「63万円」に改める。 (第14条の4及び第14条の8)
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、所得割を「100分の2.24」から「100分の2.29」に、被保険者均等割を「1万2,300円」から「1万2,900円」に改める。(第14条の12)
- 3 介護納付金賦課額の保険料率について、所得割を「100分の1.78」から「100分の2.09」に改め、介護納付金賦課額の賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改める。(第15条の4及び第15条の5)
- 4 一定の所得以下の世帯に対して被保険者均等割額を減額する額を保険料率の改定に 伴い改めるとともに、減額の対象となる世帯の判定に係る所得の基準を引き上げること とする。(第18条の2)

<実施の時期等>

- 1 令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置について定める。(附則第2項)